

ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件の一斉取締について

著作権者に無断で、音楽、映画、アニメ、ゲームなどの著作物をファイル共有ソフト利用者が自由にダウンロードできる状態にする行為は、著作権法違反になります。

インターネットは、適法・適正に利用しましょう。

著作権法第23条第1項（公衆送信権侵害）

著作者は、その著作物について公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

（10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（併科））

警察では、11月30日午前、ファイル共有ソフト「Share」を利用した著作権法違反事件について全国10都道府県において一斉取締を実施しました。

1 一斉取締実施都道府県警察

10都道府県警察

（北海道警察、秋田県警察、警視庁、埼玉県警察、三重県警察、
京都府警察、兵庫県警察、岡山県警察、徳島県警察、佐賀県警察）

2 適用法令

著作権法（公衆送信権侵害）違反

3 著作物コンテンツ

邦画、洋画、アニメ動画、楽曲、ゲームソフト

4 搜索箇所及び逮捕者

搜索箇所 26箇所 逮捕者 11人